

競技規則・第7部 道路競走

TR 55. 道路競走

〔注釈〕WA ロードレースラベル大会として行われる競技会については、本規則に加え、Label Road Races Regulationsを適用する。

距離

55.1 道路競走の標準となる距離は1マイル、5 km、10 km、15 km、20 km、ハーフマラソン、25 km、30 km、マラソン（42 km 195）、50 km、100 kmおよびロードリレーとする。

〔国内〕

駅伝競走は駅伝競走規準により行う。

〔国際—注意〕

ロードリレーはマラソン競走の距離で実施することが望ましく、基本は5 km、10 km、5 km、10 km、5 km、7 km 195の区間からなる5 kmの周回コースである。U20 ロードリレーの区間は5 km、5 km、5 km、6 km 098のハーフマラソンの距離が望ましい。

コース

55.2 道路競走は公認長距離競走路を走る。交通量やそれと同じような事情で不適当な時は、走路を正しく表示して外側に沿う自転車道や歩道を走ってもよいが、芝生地やそれに類する柔らかい土であってはならない。スタートとフィニッシュ地点は競技場内におくことができる。

〔注意〕

- i 標準距離の道路競走においてはスタートとフィニッシュの2点間の直線の距離は、そのレースの全距離の50 %以下とする。世界記録の公認については CR31.21.2を参照すること。
- ii レースのスタート、フィニッシュ、その他のいかなる区間も、芝その他の未舗装路で行うことができる。但し、こうした区間は最小限にとどめる。

55.3 コースは競技者の使用が許される道路として区分されている

TR 55

日本陸上競技連盟競技規則／競技規則・第7部 道路競走

場所の最短距離を測定する。コースの長さは種目の公式距離より短くてはならない。

国際競技会定義1.1と、できれば1.2、1.3、1.6に該当する競技会においては、測定線を他のマーキングと間違えないように特有の色でコースに沿ってマークする。

〔国際〕

国際競技会定義1.1～1.3および1.6に該当する競技会における測定誤差許容範囲は、全長の0.1%（すなわち、マラソンは42m）より長くなってはならず、コースの長さはWA公認コース計測員によって事前に確認する。

〔注意〕

- i 測定は「自転車の回転測定器」によって行わなければならない。
- ii 後日再計測した際にコースの距離が短かったということのないようにするため、「コース短小防止ファクター」をとり入れて測定することが望ましい。自転車による計測の場合、このファクターは0.1%とし、各1kmの計測を1,001mとして測定する。
- iii レース当日にコースの一部をセーフティコーンやバリケードなどによって区分する場合、それらの設置場所は測定が行なわれる時期までに決定し、その決定を書面にして測定報告書に記載しなければならない。
- iv 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュ地点の2点間の標高の減少は全体として1,000分の1（0.1%）を超えないものとする（即ち1kmあたり1m）。世界記録の公認についてはCR31.21.3を参照すること。
- v コースの測定証明書は5年間有効で、その後はコースに変更がなくても再計測しなければならない。

〔国内〕

本連盟では道路競技の距離計測は、別に定める「長距離競走路ならびに競歩路公認に関する細則」によって計測することを原則とする。

55.4 走路の途中距離は、kmで競技者に表示しなければならない。

55.5 〔国際〕 ロードリレーでは、幅 50mm のライン（基準線）をコース上に引いて、各区間の距離とスタートラインを示す。同様のラインは引継ぎ区間の表示のためにスタートラインの前後 10m にも引く。引継ぎは、主催者が別途規定しない限り、前走者と次走者との間で身体的接触によって行われなければならない、その全ての動作がこの引き継ぎ区域内で完結しなければならない。

スタート

55.6 レースは信号器、大砲・エアホーン、その他類似の機器の発射で開始する。その合図は 400m を超える競走で用いる方法で行う（参照 TR16.2.2）。参加者の多いレースでは、スタート 5 分前、3 分前、1 分前の合図をすべきである。「位置について（On your marks）」の合図で、競技者は主催者が定めた方法でスタートラインに集合しなければならない。スターターは競技者の足や体の一部がスタートラインやその前の地面に触れていないことを確認したうえで、レースをスタートさせなければならない。

〔国内〕

スタートの並び順は、参加者の持ちタイムや申告タイムの順に並べることが望ましい。（TR19.24.5〔注釈〕参照）

中・長距離のトラック種目同様に、競技場外種目でもスターター及び審判長は、スタート規則の不正スタートの適用にあたり過剰にならないよう強調される。道路競走やその他の競技場外種目では、スタートの呼び戻しは困難であり、どんな場合でも大規模な参加者に対しては実用的ではない。しかし、明確かつ故意の違反がある場合、審判長はレース中またはレース後に個人に関する適切な措置を検討することを躊躇してはならない。しかし、主要競技会でスタート関連の機器が誤動作し、計時システムが作動しなかった場合、呼び戻しが最良の選択肢となる可能性もある。

安全

55.7 道路競走の主催者は競技者および競技役員の安全を確保しなければならない。

〔国際〕

国際競技会定義 1.1～1.3、1.6に該当する競技会では、主催者は道路を全面車両通行止にして、自動車の通行を遮断しなければならない。

〔国内〕

1. 審判長や主催者によって任命された医師（以下、医師）が近くにいるとは限らないので、走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない、健康状態の確認を行う。この声掛けは助力とは見なさない。
2. 競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このために一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。
3. 上記1、2の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って当該競技者に対応する。
4. 審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
5. 大会主催者はあらかじめ緊急時に備えた医療体制（医師・医療スタッフの適切な配置、救急搬送手順）や連絡体制（連絡用機器、連絡網）等を整備し、関係者（競技者、チーム関係者、審判員、大会医療スタッフ等）に対して緊急時対応について事前説明を行ったり競技注意事項等に明記したりして、周知徹底しなければならない。

水・スポンジおよび飲食物供給所

55.8 水・スポンジおよび飲食物供給所は以下の通りとする。

55.8.1 水その他の飲食物はスタートとフィニッシュ地点に用意しなければならない。

55.8.2 全ての種目において、約5km間隔で給水所を設けるものとする。10kmを超える種目の場合、水以外の飲食物も

給水所で提供することができる。

〔注意〕

- i 種目の特性、気象条件、大多数の競技者の健康状況を踏まえ必要性が認められる場合、競技ルート沿いに一定間隔でより多くの水・飲食物供給所を設けることができる。
- ii 気象状況によっては体勢が整えられる場合に、ミストステーションも用意して良い。

55.8.3 飲食物には、飲料、エネルギーサプリメント、食品、その他の水以外のものを含めることができる。主催者は、状況に基づいてどの飲食物を提供するかを決定する。

55.8.4 飲食物は通常、主催者が提供するが、主催者は競技者が自分で飲食物を用意することを認めることができる。その場合、競技者はどの供給所で自分の用意した飲食物を受け取るか指定しなければならない。競技者が用意した飲食物は、その競技者または代理人によって預けられた時から主催者によって任命された役員の監視の下で管理しなければならない。これらの役員は、預けられた飲食物が取り替えられたり、何らかの異物が混入されたりすることのないよう管理しなければならない。

55.8.5 主催者は柵やテーブルを置いて、または地面に印をつけることによって、飲食物を受け取れる区域を示さなければならない。その区域はコースの計測線に直接、かかってはならない。飲食物は、競技者が手に取りやすい場所、あるいは許可された者が競技者に簡単に手渡せる場所に置くものとする。競技者に手渡す者は所定の区域内にとどまるものとし、コースに入ったり競技者を妨害したりしてはならない。いかなる状況にあっても、飲食物や水を摂る際、競技役員や承認された者であっても競技者と並んで移動してはならない。

55.8.6 国際競技会定義1.1～1.3、1.6の競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会においては、各加盟団体(チーム)最大2名の役員が所定区域で同時に待機できる。

〔注意〕

一つの国から4人以上の競技者が参加する種目では、競技注意事項等でその各加盟団体（チーム）の飲食物供給所に役員を追加することを認めてもよい。

55.8.7 スタート地点から持っているか、主催者が設置した供給所で手に取るか手渡されたものである限り、競技者はいつでも水または飲食物を手に持って、あるいは身体に取り付けて運ぶことができる。

55.8.8 〔国内〕 競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが1回目の違反であれば警告すべきで、2回目の違反があった競技者は失格させる。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。

〔国際〕

競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが1回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせる。2回目の違反があった競技者は失格させ、通常、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。

〔注意〕

飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が一人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考え、警告を与えたり失格としたりしてよい。

レース管理

- 55.9 競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走るべき距離が短くならないことを条件に、示されたコースを離れることができる。 Ⅱ
- 55.10 審判長が監察員や他の審判員、またはそれ以外の大会関係者の報告により競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。
- 55.11 監察員は等間隔で配置し、レースの重要なポイントとなる場所にも配置しなければならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、監察を行う。

〔国内〕

トランスポンダーを使用する場合、時間の判定はトランスポンダーの記録で行うが、着順を厳密に判定することが必要な大会の場合は、正確な判定を行うために、フィニッシュ地点には写真判定装置と同等の機能を持つカメラや高速度カメラ、フィニッシュラインの両側から撮影するビデオカメラ等を設置することが望ましい。

TR55を適用する際に最初に警告を発する慣行に従うと、TR6.2 および TR6.3を適用することが難しくなるが、違反行為が認められるのなら審判長は警告を発するべきである。一つの選択肢として、そのコースまたは水・スポンジおよび飲食物供給所に監察員を審判長補佐の役割で配置し、警告と失格の効果的な適用を確実にするために審判長と互いに交信することが考えられる。しかし TR6.2〔注意〕によると、状況によっては警告なしに失格にできることができ、またそうする可能性がある。

トランスポンダーでの計時システムが使用されていない場合で、追加のバックアップ記録システムが必要な場合は、TR56のクロスカントリー競走に関する WA 解釈にして記載されているような、ファンネルシステムを使用することが推奨される。